

## 川崎市コインランドリー衛生指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、コインランドリー営業施設の構造設備等及び衛生管理並びにその適正な利用方法等の周知に関し、遵守すべき措置等を定めることにより、コインランドリー施設の適切な管理運営を図り、もって公衆衛生の維持及び向上に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱で「コインランドリー営業」とは、洗濯機、乾燥機等の洗濯に必要な設備（共同洗濯設備として、病院、寄宿舎等の施設内に設置されているものを除く。）を設け、これを公衆に利用させる営業をいう。

2 この要綱で「営業者」とは、コインランドリー営業を営む者をいう。

3 この要綱で「営業施設」とは、営業者がコインランドリー営業を営むために設ける施設をいう。

### (構造設備等の基準)

第3条 営業施設の構造設備は、次のとおりとする。

(1) 施設は、隔壁等により外部と区別され、かつ、外部から見通し容易な構造であり、他の営業施設及び住居施設等と区画されていること。

(2) 施設は、設置する洗濯機及び乾燥機の台数並びにこれらに応じた利用者数及び付帯設備を勘案して、利用者の作業等に支障のない広さを有していること。この場合において、施設の床面積（Q）は、設置する洗濯機及び乾燥機の台数（n）に応じ、次式により算出した面積（㎡）以上であることが望ましい。

$$Q (\text{m}^2) = 5.5 + 1.2n$$

(3) 施設は、採光、照明及び換気が十分に行える構造であること。

(4) 乾燥機、給湯設備等による燃焼ガス等を戸外に排出できる構造であること。

(5) 施設内の床面及び腰張りは、不浸透性材料を用いて造られ、床面は、排水のための適当な勾配及び排水溝を有し、清掃が容易に行える構造であって、排水が公共下水道その他により適切に処理できるものであること。

(6) 施設内には、流水式手洗設備を備えること。

(7) 水洗いにより洗濯する機械（以下「ランドリー用洗濯機」という。）を設置する施設は、60℃以上の温湯が得られる設備を備えることが望ましい。

(8) 有機溶剤を用いて洗濯する機械（以下「ドライクリーニング用洗濯機」という。）を設置する施設は、次によること。

ア ドライクリーニング用洗濯機は、密閉式のものであること。

イ 当設機械に気化溶剤の冷却回収装置が付属されている場合を除き有機溶剤回収装置を付設すること。

ウ 施設内の適正な位置に、全体換気設備又は局所排気設備を備えるこ

と。この場合において、周辺に及ぼす影響についても十分に配慮すること。

- (9) 施設内に便所を設ける場合は、洗濯を行う場所と隔壁等により区画されていること。
- (10) 施設内に自動販売機等直接洗濯と関係のない機器等を設ける場合は、利用者の洗濯作業に支障のない場所に設けること。
- (11) 施設内には、廃棄物等を入れる専用の容器を備えること。

#### (管理運営の基準)

第4条 営業者の管理運営基準は、次のとおりとする。

- (1) 施設及び設備を衛生的に管理させるため、施設ごとに衛生管理責任者を定めること。
- (2) 衛生管理責任者は、当該施設に常駐し、又は近隣に居住し、必要があれば、速やかに当該施設及び設備の管理の業務を行うことができる者であること。
- (3) 衛生管理責任者は、施設及び設備の衛生確保に必要な措置をするとともに、利用者に対し、第5条各号に掲げる事項に関して適切な指導助言を行うこと。
- (4) ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設については、有機溶剤の性質及び取扱い等に関する知識技能を有する者を有機溶剤管理責任者（衛生管理責任者がこれを兼ねることは差し支えない。）として定め、洗濯機中の溶剤の調整、気化剤の漏出防止の点検等有機溶剤の管理及び施設環境の適正な維持の業務を行わせること。
- (5) 衛生管理責任者の氏名及び連絡先を施設内の見やすい場所に掲示し、利用者の要請に速やかに対応できる体制を整えておくこと。
- (6) 利用者の遵守事項を施設内の見やすい場所に掲示し施設内の衛生及び安全の確保を図ること。
- (7) 洗濯機等の使用方法を施設内の見やすい場所に掲示しておくこと。
- (8) 施設内は、毎日清掃し、その清潔保持に努め、必要に応じ、施設又は設備の補修を行う等衛生上支障のないようにすること。
- (9) 施設内外は、常に排水が良好に行われるように保持すること。
- (10) 施設内外は、ねずみ、昆虫等が生息しない状態に保持すること。
- (11) 営業中の施設は、採光・照明を十分にし、常に適正な照度維持に努めること。この場合において、各作業面の照度は300ルクス以上であることが望ましい。
- (12) 営業中の施設内は、換気を十分にすること。この場合において、炭酸ガス濃度が1,000ppm以下で、かつ、一酸化炭素濃度が10ppm以下であることが望ましい。
- (13) 換気設備は、適宜点検及び清掃を行うこと。
- (14) 洗濯機、乾燥機等の機器設備は、常に保守点検を行い、正常に作動するよう整備しておくこと。
- (15) 洗濯機、乾燥機、容器等の洗濯物が接触する部分及び洗濯機、乾燥

機等のふた、扉のとっ手等の利用者が常に接触する部分は、毎日洗浄又は清掃を行い、適宜塩素剤等の消毒剤等の消毒液を使用して消毒を行うこと。

(16) 洗濯機の回転翼、乾燥機内のフィルター等は適宜取り外して、糸くず、汚物等の除去及び洗浄を行うこと。

(17) 清掃用具及び消毒薬品は、専用の場所又は容器に保管すること。

(18) 乾燥機の乾燥温度を常に点検し、所定の温度維持に努め、事故防止に留意すること（適正な乾燥温度は、衣類等の種類、及び素材によって異なるが、一般的には60℃以上であることが望ましい）。

(19) 手洗い設備及びランドリー用洗濯機の用水は、清浄なものであること（水道法に基づく水質基準に適合する水であることが望ましい）。

(20) ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設については、次の措置を講じること。

ア ドライクリーニング用の溶剤は、清浄な有機溶剤を使用し、清浄効果を保持するため、常に洗剤濃度等を適正に調整すること。

イ 溶剤の清浄化のために使用されているフィルター等は、適宜新しいものに交換し、常に清浄な溶剤が得られるようにすること。

ウ 使用済みのフィルター等有機溶剤を含有するものを廃棄する場合は、専用のふた付き容器に納め、適正に処理すること。

エ ドライクリーニング用洗濯機から有機溶剤が漏出することがないように、特に、洗濯物の出し入れ口の扉のパッキング部分からの漏出について、十分留意すること。

オ 営業中の施設内については、気化した有機溶剤の戸外への排出又は回収に努めること。

カ 有機溶剤は、必ず密閉容器に入れた上で、専用の保管庫に保管し、施錠しておくとともに、その保管及び取扱いに当たっては、安全衛生に十分留意すること。

キ テトラクロロエチレンを使用するドライクリーニング用洗濯機は、洗濯機から排出する排液中のテトラクロロエチレンを適正に処理すること。

(利用方法等の周知)

第5条 営業者は、営業施設の利用方法等について次の事項を記載し、施設内の見やすい場所に掲示し、利用者に周知させるものとする。

(1) 洗濯前後の手指の洗浄を励行すること。

(2) 施設及び設備は、汚損しないよう清潔保持に注意すること。

(3) 伝染性の疾病に罹患した者又はこれに接触した者が使用した衣類等は、洗濯しないこと。

(4) し尿の付着したおむつ、運動靴、動物の敷物等は、洗濯しないこと。ただし、これらを専用に洗濯するための洗濯機を設置している場合を除く。この場合において、その旨を明示すること。

(5) その他施設及び設備の衛生保持及び安全確保に支障を生じる行為をし

ないこと。

(営業施設の届出)

第6条 コインランドリー営業を行おうとする者は、コインランドリー営業報告書(第1号様式)をあらかじめ保健所長に提出するものとする。

2 前項の規定による報告書の記載内容に変更が生じたとき、又は営業施設を廃止したときは、営業者は、報告書記載事項変更届(第1号様式の2)又はコインランドリー営業廃業届(第1号様式の3)を保健所長に提出するものとする。

(衛生指導等)

第7条 保健所長は、前条の規定により提出された書類を受領したときに、その内容がこの要綱に定める基準に適合するよう指導し、必要に応じ当該施設の調査を行うものとする。

2 保健所長は、管轄内の営業施設の設置状況の把握に努め、必要に応じこの要綱に定める基準の遵守状況について調査を行うものとする。

3 保健所長は、前項に規定する調査の結果この要綱に定める基準等に適合しないと認めるときは、営業者に対して施設の整備改善その他必要な事項について指導するものとする。

(台帳の備付け)

第8条 保健所長は、コインランドリー施設台帳(第2号様式)を備え付け、その記載事項を整理しておくものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和59年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、現にコインランドリー営業を営んでいる者は、この要綱の施行の日から3箇月以内に第6条に規定する報告書を保健所長に提出するものとする。

附 則

この改正要綱は、平成3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

# コインランドリー営業報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市保健所長

住 所  
氏 名

年 月 日生

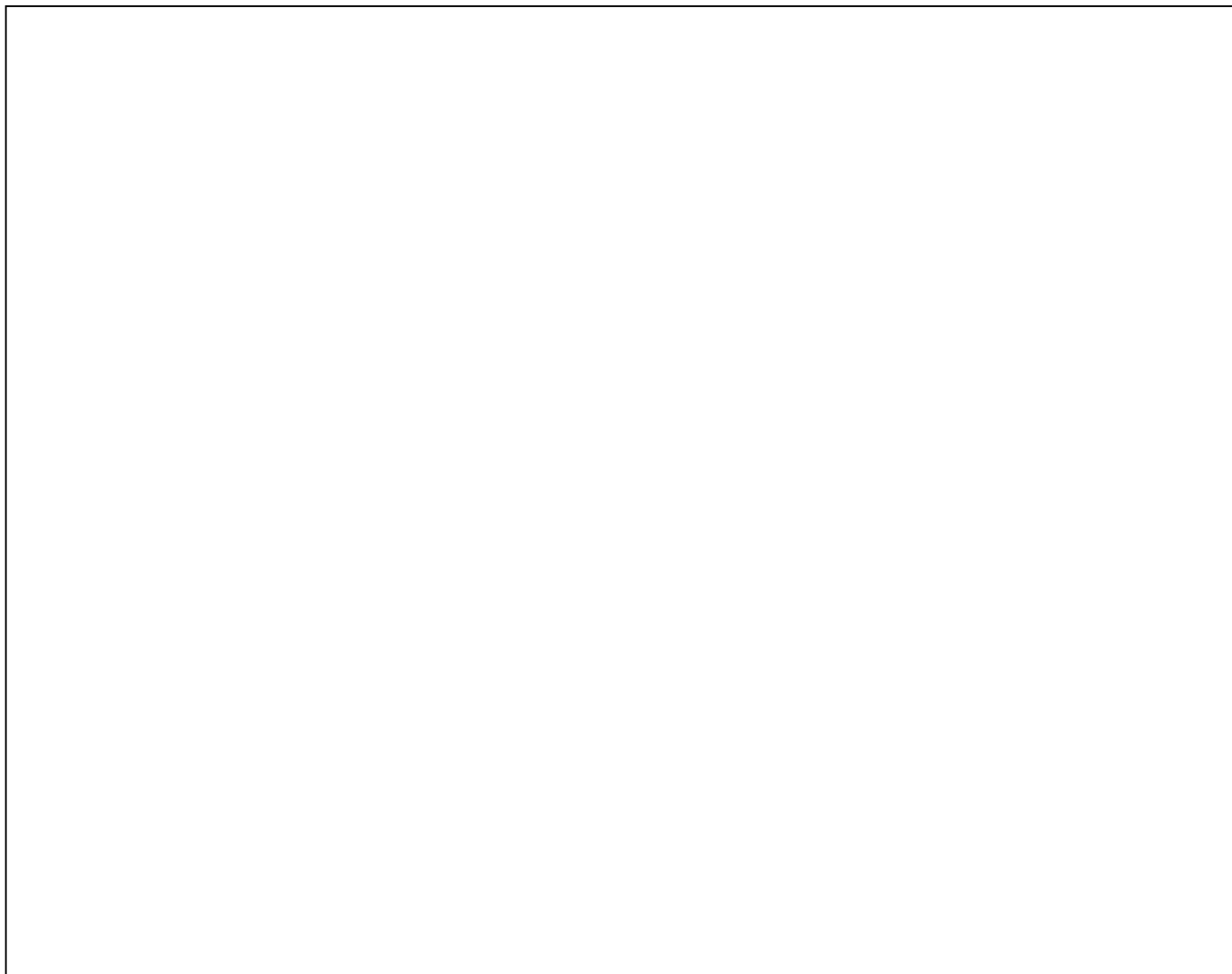
電話 —

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名及び生年月日)

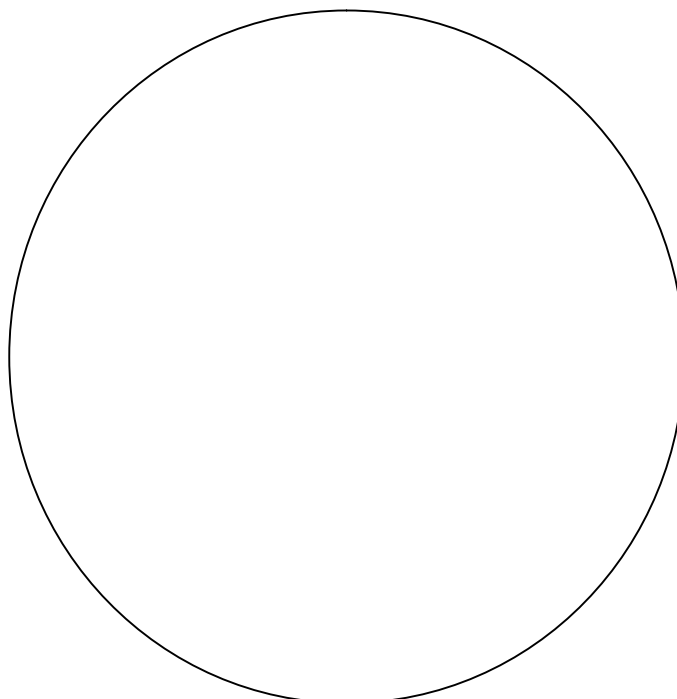
川崎市コインランドリー衛生指導要綱第6条の規定により、報告します。

名 称							
所 在 地		川崎市 区	開設又は 開設予定年月日	年 月 日			
衛生管理 責任者	住所・氏名	(常駐・非常駐)					
	連絡先	電話 —					
営 業 所 の 構 造 設 備	建 物	構 造	造 階建	採光・照明	窓 (有・無)・照明 W 個		
		営 業 所	階 m <sup>2</sup>	流水式手洗設備	有 ( 箇所)・無		
		住 居 等 との区画	板戸・ガラス戸・壁・その他 ( )	使 用 水	水道水・井戸水		
		床	コンクリート・タイル・その他 ( )	排水の方法	下水道・公共水域・その他 ( )		
		腰 張	コンクリート・タイル・その他 ( )	排水処理方法			
		ランドリー機	台	給湯設備	有・無	機械器具の 消 毒 方 法	熱湯・薬物 ( )
		乾 燥 機	台		温度 °C	清掃用具・消毒 薬品保管場所	有 ( )・無
		換 気 設 備	有 ( )・無		ゴ ミ 容 器	有 ( 個)・無	
		利用者遵守事項及び洗濯機等の使用方法の掲示				有 ・ 無	
		衛生管理責任者の氏名及び連絡先の掲示				有 ・ 無	
		コインランドリー施設と同一場所で経営している業種					
	ド ラ イ 設 備	ド ラ イ 機		台	メーカー・型式		
				使 用 溶 剤	テトラクロエチレン・石油系・1,1,1-トリクロエタン・その他 ( )		
			有 機 溶 剤 回 収 装 置	有 ・ 無	溶 剤 保 管 庫	有 ・ 無	
			排液処理方法		廃棄物処理方法		
		有 機 溶 剤 管 理 責 任 者	住 所 ・ 氏 名				
		連 絡 先	電話 —				

営業所の平面図



付近100m以内の見取図



## 報告書記載事項変更届

年 月 日

(宛先) 川崎市保健所長

住 所

氏 名

年 月 日生

電話

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり変更しましたので、届け出ます。

名 称	
所 在 地	
変 更 の 事 項	旧  新
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 理 由	

※ 添付書類

構造又は設備の変更の場合は、変更前と変更後の図面

# コインランドリー営業廃止届

年 月 日

(宛先) 川崎市保健所長

住 所

氏 名

年 月 日生

電 話

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり廃止しましたので、届け出ます。

名 称	
所 在 地	
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	



第2号様式

コインランドリー施設台帳

コインランドリー施設台帳											
報告年月日		年 月 日	開設年月日		年 月 日	構造設備	使用水		水道水 ・ 井戸水		
営業者住所							排水の方法		下水道・公共水域・その他 ( )		
営業者電話							排水処理方法				
衛生管理	住所・氏名						機械器具の消毒方法		熱湯・薬物 ( )		
責任者	連絡先		電話	-			清掃用具・消毒薬品保管場所		有 ( ) ・ 無		
有機溶剤管理責任者	住所・氏名						ゴミ容器		有 ( ) 個) ・ 無		
責任者	連絡先		電話	-			ドライ機	台	メーカー・型式		
建物	構造	造 階建						使用溶剤	PCE・MC・石油系・その他 ( )		
	営業所	階 m <sup>2</sup>						有機溶剤回収装置	有 ・ 無	溶剤保管庫	有 ・ 無
	住居等との区画	板戸・ガラス戸・壁・その他 ( )						排液処理方法	廃棄物処理方法		
構造設備	床	コンクリート・タイル・その他 ( )				利用者遵守事項及び洗濯機等の使用方法の掲示			有 ・ 無		
	腰張	コンクリート・タイル・その他 ( )				衛生管理責任者の氏名及び連絡先の掲示			有 ・ 無		
	ランドリー機	台	給湯設備	有 ・ 無		コインランドリー施設と同一場所で経営している業種					
	乾燥機	台		温度 ℃		年月日	変更事項等				
	換気設備	有 ( ) ・ 無				・					
	採光・照明	窓 (有 ・ 無) ・ 照明 W 個				・					
	流水式手洗設備	有 ( ) 箇所) ・ 無				・					
町名別	名称	氏名		生年月日	所在地						